

平成15年度 静香苑環境施設組合一般会計予算

平成15年度静香苑環境施設組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ604,926千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額461,400千円とする。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成15年6月6日 提出
静香苑環境施設組合
管理者 植田 忠行

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(千 円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		143,525
	1. 分 担 金	143,525
2. 諸 収 入		1
	1. 組 合 預 金 利 子	1
3. 組 合 債		461,400
	1. 組 合 債	461,400
歳 入	合 計	604,926

歳 出

(千 円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		3,383
	1. 組 合 議 会 費	1,483
	2. 研 修 費	1,900
2. 総 務 費		598,457
	1. 総 務 管 理 費	598,060
	2. 監 査 委 員 費	397
3. 公 債 費		2,086
	1. 公 債 費	2,086
4. 予 備 費		1,000
	1. 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	604,926

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
葬斎場建設事業	千円 188,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び公 営企業金融公庫資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	20年以内(うち据置3年以内)原則として半 年賦又は年賦の元利均等償還又は元金均等償還 とする。ただし、財政の状況により償還年限を短 縮若しくは繰上償還をし、又は低利債に借り替え ることができる。
緩衝緑地事業	272,700			
合計	461,400			